

●香川県警察本部告示第6号

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月21日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県情報公開条例施行規程（平成14年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住 所 (〒)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (団体にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p>香川県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の方法の区分</td> <td> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) </td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>※事務担当課等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※受付年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 1 □については、該当するものに「/」を記入してください。 2 ※欄は、記入しないでください。 3 記載に不備があるときは、香川県情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。</p>	行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項		公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)	備 考		※事務担当課等		※受付年月日	年 月 日	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政文書公開請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">請求者 住 所 (〒)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (団体にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p>香川県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の方法の区分</td> <td> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) </td> </tr> <tr> <td>請求者の区分</td> <td> <input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (県の区域内の事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の学校に在学する者 (在学する学校の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの (利害関係の内容) </td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>※事務担当課等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※受付年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>注 1 □については、該当するものに「/」を記入してください。 2 ※欄は、記入しないでください。 3 記載に不備があるときは、香川県情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。</p>	行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項		公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (県の区域内の事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の学校に在学する者 (在学する学校の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの (利害関係の内容)	備 考		※事務担当課等		※受付年月日	年 月 日
行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項																							
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)																						
備 考																							
※事務担当課等																							
※受付年月日	年 月 日																						
行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項																							
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)																						
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する個人 <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (県の区域内の事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者 (勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内の学校に在学する者 (在学する学校の名称及び所在地) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの (利害関係の内容)																						
備 考																							
※事務担当課等																							
※受付年月日	年 月 日																						

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第1号による行政文書公開請求書は、改正後の別記様式第1号による行政文書公開請求書とみなす。

3 改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。